

ベトナム法令

企業登記に関して案内する通達

(番号 01/2021/TT-BKHĐT)

※2020 年企業法 (番号 59/2020/QH14) の詳細を規定する通達です。

目次

第 1 条	調整範囲及び適用対象	2
第 2 条	企業登記に関する資料の国家企業登記データベースへの移転	2
第 3 条	企業登記情報のデジタル化及び国家企業登記データベースでの保 存	3
第 4 条	国家企業時登記データベースにおける企業登記資料の標準化	3
第 5 条	企業登記情報の提供	3
第 6 条	実施責任	3
第 7 条	施行条項	3
企業登記、経営世帯登記で使用する文書の書式の一覧		4

計画投資省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：01/2021/TT-BKHĐT

ハノイ 2021 年 3 月 16 日

企業登記に関して案内する通達¹

2020 年 6 月 17 日の企業法に基づき；
2020 年 6 月 17 日の投資法に基づき；
2019 年 6 月 13 日の租税管理法に基づき；
2019 年 11 月 26 日の証券法に基づき；
2017 年 7 月 25 日の計画投資省の職能、任務、権限及び組織機構を規定する政府の議定（政令）86/2017/NĐ-CP に基づき；
2020 年 10 月 15 日の企業、支店、駐在事務所設立、労働者使用の表明、社会保険に加入する部局コードの発給、企業の領収書使用登録の協働、連携について規定する政府の議定（政令）122/2020/NĐ-CP に基づき；
2021 年 1 月 4 日の企業登記に関する政府の議定（政令）01/2021/NĐ-CP に基づき；
経営登記管理局長の提議に従い；
計画投資省大臣は、企業登記に関して案内する通達を発行する。

第 1 条 調整範囲及び適用対象

1. この通達は、企業登記及び経営世帯登記において使用する書式を発行し、企業登記、経営世帯登記に関連する問題の詳細を案内する。この通達に添付して発行する書式は全国において統一的に使用する。
2. この通達は 2021 年 1 月 4 日の企業登記に関する政府の議定（政令）01/2021/NĐ-CP 第 2 条が規定する対象に適用する。

第 2 条 企業登記に関する資料の国家企業登記データベースへの移転

経営登記室、投資登録機関は企業、企業の支店、駐在事務所、経営拠点の経営登記情報、地方に保存されている資料を国家企業登記データベースに移転する責任を負う。国家企業登記データベースに補充された情報は企業の企業登記書類にあるオリジナルの情報と同じでなければならない。

¹ 本稿は 2021 年 4 月 4 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

第 3 条 企業登記情報のデジタル化及び国家企業登記データベースでの保存

1. 経営登記室は、経営登記室に直接提出された企業登記書類をデジタル化し、書類の種類に相当する電子文書の名称をつけ、企業登記発給の際に、国家企業登記データベースに入力して十分に保存する。
2. この通達が施行効力を有するまでにデジタル化されていない企業登記書類は、経営登記室が企業登記書類をデジタル化し、書類の種類に相当する電子文書の名称をつけ、企業登記発給の際に、国家企業登記データベースに入力して十分に保存する責任を負う。経営登記室は企業登記書類のデジタル化の品質に関して責任を負う。

第 4 条 国家企業時登記データベースにおける企業登記資料の標準化

1. 管理する地方の範囲での国家企業登記データベースに保存される企業登記情報に基づき、経営登記室は企業登記情報、企業の法的状態の精査に関して企業に通知し、企業に情報の対照、補充、更新して、経営登記室が通知を送付した日から 90 日以内に経営登記室に回答することを要請する。企業は経営登記室への回答の誠実性、正確性につき責任を負う。
2. 経営登記室は、管理する地方の範囲の企業の登記についての国家企業登記データベースに保存する企業登記資料の標準化業務の毎年の実施計画及び予算契約作成を主宰し、租税機関及びその他の関連機関と協働する。

第 5 条 企業登記情報の提供

1. 組織、個人は計画投資省（経営登記管理局に属する経営登記業務支援センター）若しくは企業が本店を置く地の経営登記室において、又は国家企業登記ポータルを通じて企業法第 33 条 1 項が規定する情報提供を受けるために、規定に従った費用を払って、申請をすることができる。

経営登記業務支援センターは、国家企業登記情報システム上に保存する全ての企業情報を提供する権限がある。経営登記室は、管理する地方の範囲での、国家企業登記データベースに保存する企業情報を提供する権限がある。

2. 情報提供費用は法令の規定に従う。

第 6 条 実施責任

経営登記室、県級の経営登記機関、企業、経営世帯及び企業登記、経営世帯登記に関連する組織、個人はこの通達の施行責任を負う。

第 7 条 施行条項

1. この通達は 2021 年 5 月 1 日から施行効力を有する。
2. この通達は、2015 年 12 月 1 日の計画投資省の企業登記に関して案内する通達 20/2015/TT-BKHĐT 及び 2019 年 1 月 8 日の、2015 年 12 月 1 日の計画投資

省の企業登記に関して案内する通達 20/2015/TT-BKHDT の条項を修正、補充する通達 02/2019/TT-BKHDT に取って代わる。

3. 実施の過程で関連する組織、個人の紛糾、提議がある場合は、計画投資保省が研究、修正、補給をするために遅滞なく報告する。

大臣

グエン・チ・ズン

企業登記、経営世帯登記で使用する文書の書式の一覧

(2021 年 3 月 16 日の計画投資省の通達に添付して発行する)

番号	種類	記号
I	企業登記申請書類及び添付する一覧	
1	私人企業登記申請書	付属文書 I-1
2	一人社員有限責任会社企業登記申請書	付属文書 I-2
3	二人以上社員有限責任会社企業登記申請書	付属文書 I-3
4	株式会社企業登記申請書	付属文書 I-4
5	合名会社企業登記申請書	付属文書 I-5
6	二人以上社員有限責任会社の社員名簿	付属文書 I-6
7	株式会社の発起株主名簿	付属文書 I-7
8	外国投資家である株主名簿	付属文書 I-8
9	合名会社の社員名簿	付属文書 I-9
10	法定代表者/委任代表者の名簿	付属文書 I-10
II	企業が発行する通知及びその他の文書	
11	企業登記内容変更通知	付属文書 II-1
12	法定代表者変更通知	付属文書 II-2
13	私人企業主変更通知	付属文書 II-3
14	一人社員有限責任会社の所有主変更通知	付属文書 II-4
15	企業登記情報補充、更新通知	付属文書 II-5
16	私人企業の貸与通知	付属文書 II-6
17	支店/駐在事務所/経営拠点の活動登記通知	付属文書 II-7

本稿は 2021 年 4 月 4 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

18	外国での支店駐在事務所設置通知	付属文書 II-8
19	支店/駐在事務所/経営拠点の活動登記内容変更通知	付属文書 II-9
20	企業登記証明書/企業登記内容変更確認書/支店・駐在事務所活動登記証明書/経営拠点登記証明書/支店・駐在事務所・経営拠点活動登記内容変更確認書上の情報訂正提議書	付属文書 II-10
21	企業登記、企業の法的状態の情報の精査結果のフィードバックに関する通知	付属文書 II-11
22	資料変更による国家企業登記データベースの企業登記情報訂正提議書	付属文書 II-12
23	経営登記証明書又は経営及び租税登記証明書を得ている企業に対する企業登記証明書への変更提議書	付属文書 II-13
24	投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業についての企業登記情報補充、更新提議書	付属文書 II-14
25	投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）、それらに相当する法的価値を有する書類又は投資登録機関が発給した支店/駐在事務所活動登記証明書に従って活動する支店/駐在事務所/経営拠点についての活動登記情報補充、更新提議書	付属文書 II-15
26	証券事業設立及び活動許可書に従って活動する企業についての企業登記情報補充、更新提議書	付属文書 II-16
27	証券事業設立及び活動許可書に従って活動する企業の支店/駐在事務所/経営拠点、外国証券会社又はベトナムにおける外国基金管理会社の支店についての活動登記情報補充、更新提議書	付属文書 II-17
28	企業登記証明書/企業登記内容変更確認書/支店・駐在事務所の活動登記証明書/経営拠点証明書/支店・駐在事務所・経営拠点活動登記内容変更確認書の再発給提議書	付属文書 II-18
29	企業/支店/駐在事務所/経営拠点の経営一時停止/通知済み期限前の経営再開に関する通知	付属文書 II-19
30	支店/駐在事務所/経営拠点の活動終了に関する通知	付属文書 II-20
31	外国における支店/駐在事務所/経営拠点の活動終了に関する通知	付属文書 II-21
32	企業解散に関する通知	付属文書 II-22
33	企業解散決議/決定の取消に関する通知	付属文書 II-23
34	企業登記内容公開提議書	付属文書 II-24
35	企業登記手続実施中止提議書	付属文書 II-25

本稿は 2021 年 4 月 4 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

36	社会、環境の目標実施の誓約書	付属文書 II-26
37	社会、環境の目標実施の誓約書内容変更通知	付属文書 II-27
38	社会、環境の目標実施の誓約終了通知	付属文書 II-28
III	経営世帯に対して規定する文書の書式	
39	経営世帯登記申請書	付属文書 III-1
40	経営世帯登記内容変更通知	付属文書 III-2
41	経営世帯主変更通知	付属文書 III-3
42	経営世帯の経営一時停止/通知済み期限前の経営再開通知	付属文書 III-4
43	経営世帯活動終了通知	付属文書 III-5
44	経営世帯登記証明書再発給申請書	付属文書 III-6
IV	企業登記証明書、支店/駐在事務所経営拠点活動登記証明書	
45	私人企業登記証明書	付属文書 IV-1
46	一人社員有限責任会社企業登記証明書	付属文書 IV-2
47	二人以上社員有限責任会社企業登記証明書	付属文書 IV-3
48	株式会社企業登記証明書	付属文書 IV-4
49	合名会社企業登記証明書	付属文書 IV-5
50	支店/駐在事務所活動登記証明書	付属文書 IV-6
51	経営拠点登記証明書	付属文書 IV-7
V	省級経営登記機関の通知及びその他の文書	
52	企業登記内容変更確認書	付属文書 V-1
53	支店/駐在事務所/経営拠点活動登記内容変更確認書	付属文書 V-2
54	...証明書/...確認書(紛失、焼失、破損、その他の方法で破壊されたことにより再発給する場合に用いる)	付属文書 V-3
55	直接の租税管理機関に関する通知	付属文書 V-4
56	企業登記書類修正、補充通知	付属文書 V-5
57	企業登記手続実施/実施拒否に関する通知	付属文書 V-6
58	企業法の規定順守に関する報告を企業に要請する通知	付属文書 V-7
59	企業登記証明書/企業登記内容変更に関する確認書/支店・駐在事務所活動登記証明書/経営拠点登記証明書/支店・駐在事務所活動登記内容変更確認書	付属文書 V-8
60	企業登記情報、企業の法的状態の精査に関する通知	付属文書 V-9

本稿は2021年4月4日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

61	企業に条件付き経営投資分野、業種の一時停止を要請する通知	付属文書 V-10
62	企業の経営一時停止登記確認書	付属文書 V-11
63	支店/駐在事務所/経営拠点の経営一時停止登記確認書	付属文書 V-12
64	企業の通知済み期限前の経営再開確認書	付属文書 V-13
65	支店/駐在事務所/経営拠点の通知済み期限前の経営再開確認書	付属文書 V-14
66	私人企業貸与に関する確認書	付属文書 V-15
67	企業登記証明書/支店・駐在事務所活動登記証明書回収の場合に属する企業の違反に関する通知	付属文書 V-16
68	企業登記証明書回収決定	付属文書 V-17
69	企業登記証明書回収決定破棄決定	付属文書 V-18
70	支店/駐在事務所活動証明書回収決定	付属文書 V-19
71	支店/駐在事務所活動証明書回収決定破棄決定	付属文書 V-20
72	企業登記内容変更登記、企業登記内容変更通知内容破棄決定、	付属文書 V-21
73	支店/駐在事務所/経営拠点活動終了通知	付属文書 V-22
74	解散手続き中の企業に関する通知	付属文書 V-23
75	企業の解散済み/存在終了通知	付属文書 V-24
76	企業/支店/駐在事務所/経営拠点登記書類受領書	付属文書 V-25
77	オンラインを通じた企業/支店/駐在事務所/経営拠点登記書類受領書	付属文書 V-26
78	企業設立登記内容公開	付属文書 V-27
79	企業登記内容変更公開	付属文書 V-28
80	企業登記内容公開（その他の場合）	付属文書 V-29
81	国家企業登記データベースにおける企業の法的状態回復通知	付属文書 V-30
82	企業登記発給通知	付属文書 V-31
83	効力を有していない企業登記証明書/支店・駐在事務所活動登記証明書/経営拠点登記証明書/企業登記内容変更確認書/支店・駐在事務所・経営拠点活動登記内容変更確認書に関する通知	付属文書 V-32
VI	県級経営登記機関に対する規定文書の書式	
84	経営世帯登記申請書	付属文書 VI-1

本稿は 2021 年 4 月 4 日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

85	経営世帯登記証明書（紛失、焼失、破損、その他の方法で破壊されたことにより再発給する場合に用いる）	付属文書 VI-2
86	経営世帯登記書類修正、補充通知	付属文書 VI-3
87	経営世帯に対する企業登記に関する議定の規定の順守に関する報告要請通知	付属文書 VI-4
88	経営世帯証明書回収の場合に属する経営世帯の違反に関する通知	付属文書 VI-5
89	経営世帯活動終了通知	付属文書 VI-6
90	経営世帯登記証明書回収決定	付属文書 VI-7
91	経営世帯登記内容を変更する登記内容破棄決定	付属文書 VI-8
92	経営世帯登記証明書回収決定破棄及び回復決定	付属文書 VI-9
93	経営世帯登記書類受領書	付属文書 VI-10
94	経営世帯に対する条件付き経営投資分野、業種の一時停止要請通知	付属文書 VI-11
95	経営世帯の経営一時停止登記/通知済み期限前の経営再開通知	付属文書 VI-12
96	効力を有さない経営世帯登記証明書に関する通知	付属文書 VI-13
97	経営世帯の本店住所移転による経営世帯登記証明書発給通知	付属文書 VI-14
VII	組織、個人に対する規定文書の書式	
98	企業登記情報提供提議書	付属文書 VII-1
99	企業登記証明書回収提議書	付属文書 VII-2
VIII	その他の付属文書	
100	企業/企業・経営拠点・経営世帯に付属する部局の名称において使用する文字及び記号の一覧	付属文書 VIII-1
101	企業登記において使用する省級、県級のコード	付属文書 VIII-2
102	各書式で使用するフォント、文字のサイズ、様式	付属文書 VIII-3

※原文では、以下に各書式が記載されているが、本仮和訳では省略する。各書式を含めた原文は、ベトナム計画投資省のウェブサイト内からダウンロードすることができる（<http://vbqpl.mpi.gov.vn/Pages/default.aspx?properties=89199ad8-5ce2-4e77-9a13-817eb38737bb&list=documentProperties>）。